

13府県ふっこう周遊割のご案内(鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費(宿泊施設による申請分)補助金)

鳥取県観光交流局観光戦略課

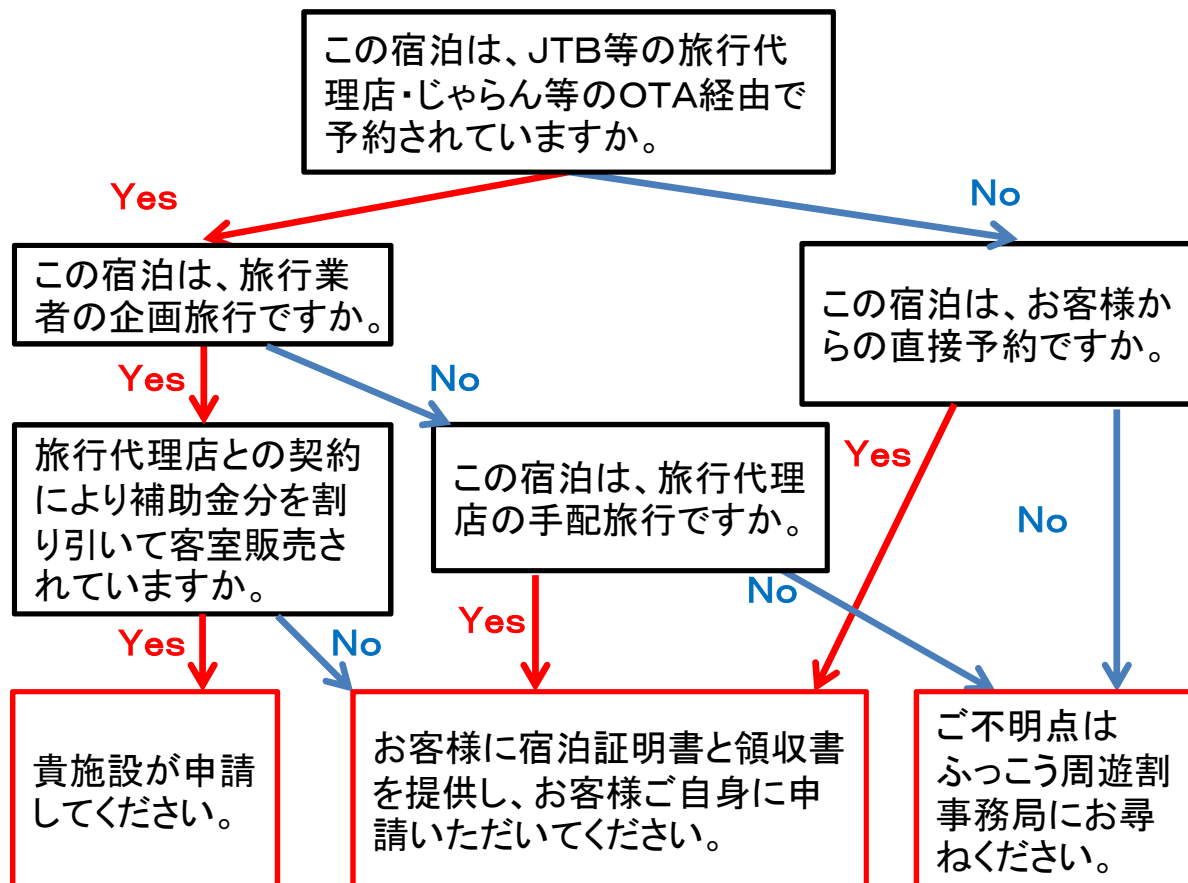
13府県ふっこう周遊割(鳥取県)のご案内

鳥取県では国からの補助を受けて、被災地各県を広域周遊される宿泊者の宿泊料を補助しています。

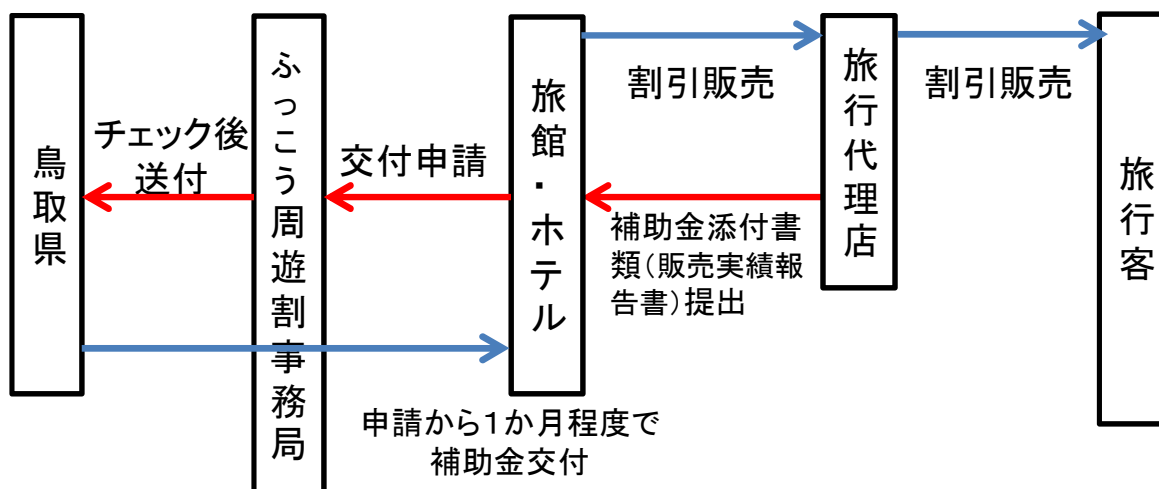
補助金は、①宿泊施設、②宿泊者のいずれかから申請していただく必要があります。

いずれの場合も宿泊施設のご協力なしには実施できませんので、お手数かけますが、ご協力をお願いします。

13府県ふっこう周遊割(鳥取県)の申請について



11府県ふっこう周遊割(鳥取県)の申請の流れ



旅行代理店に宿泊料を割り引いて客室販売されることについては、各宿泊施設様のご判断となります。

(1) 宿泊施設からの申請方法について

1. 申請者

申請者は、宿泊施設のみなさまです。

2. 申請方法

「鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費(宿泊施設による申請分)補助金交付申請書」に、以下の書類を添えて申請をお願いします。

3. 添付書類

(1) 補助金添付書類(「販売実績報告書」)

(2) 口座振込依頼書(貴施設が希望される振込口座をご指定ください。)

(お問合せ先) 鳥取県ふっこう周遊割事務局(JTB岡山ビル)

電話: 086-232-6525

時間: 10時~17時(平日のみ)

(2) 申請書の提出について

- ・1件の団体旅行受入れごとに申請する、一定期間分(例:2週間ごと)まとめて申請する、いずれの方法でも可能です。
- ・申請は記入例を参考に、必要事項を記入してください。
- ・ご不明な点は、鳥取県が事務を委託している「鳥取県ふっこう周遊割事務局」にお尋ねください。

(3) 補助金添付書類「販売実績報告書」について

- ・旅行代理店に作成を依頼してください。
- ・旅行代理店作成の「販売実績報告書」の宿泊者名・宿泊期間・宿泊日数・宿泊料総額など記載内容を確認いただき、間違いがなければ、申請書に添付して提出してください。
- ・交付申請額の計算で間違いやすいのは、宿泊料金が子ども料金等で税抜4,000円未満となっている宿泊と6泊以上の連続宿泊の2つの場合です。計算時にご注意ください。
- ・宿泊施設が作成されることも可能ですが、旅行代理店の押印が必要です。

(4) 口座振込依頼書について

- ・補助金の振込希望先の情報をご記入ください。
- ・金融機関コード及び支店コードはわかる範囲でご記入ください。不明な場合は空欄でも構いません。
- ・この口座振替依頼書は最初の1回のみ提出いただければ2回目以降の申請には提出の必要はありません。